

こどもと保護者のための
障害福祉サービスガイドブック



桐生市マスコットキャラクター「キノピー」

桐生市地域自立支援協議会
こども部会

目次

1. 障害福祉サービスの種類と内容について	P. 1
①障害児通所支援	
②児童福祉法によるサービス	
③地域生活支援事業	
2. 障害福祉サービス、通所サービス（児童） を利用するまでの流れ	P. 3
3. サービスの利用者負担	P. 5
4. 各種相談窓口	P. 6
5. 事業所一覧	P. 8

☆こどもと保護者のための障害福祉サービスガイドブックについて☆

本ガイドブックは、掲載されている各事業所・関係機関のご協力を頂き、桐生市・みどり市圏域にある、お子さんが利用できるサービスや事業所等を紹介するために作成いたしました。

お困りの時、またお子さんの成長のためにご活用ください。

1. 障害福祉サービスの種類と内容について

① 障害児通所支援

サービス名	サービス内容
児童発達支援	障害のある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。
放課後等 デイサービス	就学中の障害のある児童を対象にして、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。 ※おやつ代や長期休暇利用代等がかかる場合があります。
保育所等訪問支援	保育所などに通う障害のある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などをします。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害などで通所での支援の利用が困難な障害のある児童に対して、居宅を訪問して発達支援をします。

② 障害福祉サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で入浴、排泄、食事などの手助けや、部屋の掃除、洗濯などを行います。また、通院するときの付き添いも行います。
重度訪問介護	重い障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排泄、食事などの手助けをします。また、外出する時の移動の支援をします。 *対象は15歳以上です
同行援護	視覚障害で、ひとりでの移動が難しい人のために、外出する時に同行して必要な行動の手助けや、外出する時に移動の支援をします。 *対象は身体障害（視覚障害）です
行動援護	知的障害や精神障害で、ひとりでの行動が難しい人に、危険を避ける為に必要な行動の手助けや、外出する時の移動の支援をします。
短期入所	自宅で介護をしている家族などが病気になった時や、心身の休息が必要になった時などに、短い期間施設に宿泊してもらい、食事や入浴などの支援をします。

③ 地域生活支援事業

サービス名	サービス内容
移動支援	屋外での移動が困難な障害のある人についての外出のための支援を行います。（重度心身障害者移動支援事業：リフト付乗用車を運行します） ※対象は中学生以上。通学、通所には利用できません。
日中一時支援	介護を行う者が、一時的に障害児を介護できなくなった場合、施設等を利用して適切な支援を提供し、日常的に介護している家族の一時的な休息等を図ります。（宿泊を伴わない日中受入れのみ）
日中一時支援 （心身障害児集団活動・訓練事業）	学齢期にある障害児に対し、集団活動または社会適応訓練を行い、地域社会が一体となって、その主体性および社会性を育成し、自立の促進を図ります。
日中一時支援 （登録介護者事業）	障害児の介護を行う保護者が、一時的に介護ができない場合、桐生市に登録している介護者に介護を委託することにより、保護者の負担を軽減し、障害児本人及び家族のより豊かな生活の実現をサポートします。
日中一時支援 （サービスステーション事業）	障害児の介護を行う保護者が一時的に介護ができない場合、群馬県に登録している24時間対応型サービスステーションに介護を委託することにより、保護者の負担を軽減し、障害児本人及び家族のより豊かな生活の実現をサポートします。

④その他

サービス名	サービス内容
福祉型・医療型 障害児入所施設	障害のある児童を施設に入所させて保護し、日常生活の指導や、自立に必要な知識や技能を身につけるための支援をします。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスにあわせて治療を行う「医療型」があります。障害のある児童の入所サービスについては、児童相談所が窓口になります。

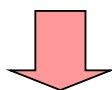
上記①～②の障害福祉サービスを利用するには、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画案が必要になります。相談支援事業所のページを参照。
サービス利用の流れについては、次のページをご覧ください。

2 障害福祉サービス、通所サービス(児童)を利用するまでの流れ

サービスを利用するには、市役所への申請が必要です。また、サービスによっては、「障害児支援利用計画」の作成が必要になります。「障害児支援利用計画」が必要なサービスは、障害児通所支援（放課後等デイサービスなど）と障害福祉サービス（居宅介護など）です。利用するまでの流れは、以下のとおりです。必要に応じて桐生市障害者基幹型相談室でお手伝いします。

①相談

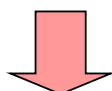
桐生市障害者基幹型相談室、または桐生市の担当窓口（福祉課障害福祉係）にサービスの利用について相談をします。



②申請

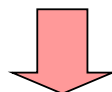
サービスを利用するために所定の申請書に必要事項を記入します。サービスを中心とした支援利用計画（案）を立てるための相談支援事業所（桐生市内に4ヶ所あります）を選びます。その際手帳か医師の診断書等が必要です。

障害児支援利用計画とは、サービスを利用する方を支援するための中心的な総合計画です。計画には本人の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービス等が記載されます。利用するサービスについても福祉、保健、医療、教育などの幅広い内容から、本人にとって適切なサービスの組み合わせも記載します。



③障害児支援利用計画案の作成

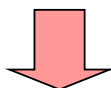
選んでいただいた相談支援事業所の相談支援専門員がご自宅等に訪問し、ご本人、ご家族から計画作成のためのお話をお伺いします。聞き取りにご協力ください。



④障害児支援利用計画案の提出

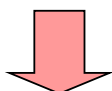
③で作成依頼した「障害児支援利用計画（案）」を保護者が同意した上で、事業所が桐生市へ提出します。

⑤支給決定・受給者証の交付



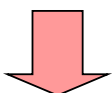
「調査」や「障害児支援利用計画（案）」を踏まえてサービス内容が支給決定され、「受給者証」が交付されます。

⑥サービス担当者会議



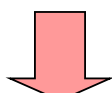
ご本人を中心にサービス利用施設職員やご本人の生活に関わる人達で会議を行います。

⑦障害児利用支援計画の作成



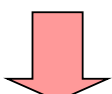
⑤で支給決定され、⑥で情報の共有がされた後、④で作成された「障害児支援利用計画（案）」の本計画が作成され、再度本人もしくは保護者の同意が必要となります。

⑧サービス利用開始



サービス事業所と契約を結び、受給者証を提出してサービスを利用します。
なお、サービス事業者は、本人やご家族等との面接により、個別支援計画を作成します。

⑨モニタリング



サービス等の利用状況の検証と計画の見直しも含めて定期的に訪問しお話を伺います。

3 サービスの利用者負担

サービスを利用した場合、サービスにかかる費用の1割相当額を自己負担していただきます。ただし、世帯の所得に応じて、上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしているほか、いろいろな負担軽減のしくみがあります。詳細については福祉課までお問い合わせください。なお、施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは自己負担となります。

月ごとの利用負担には上限があります

・サービスを利用した場合の自己負担は、所得に応じて月額上限負担額が設定されています。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況		負担上限額
生活保護	生活保護世帯受給世帯		0円
低所得1	市町村民税非課税世帯であって、支給決定に係る障害児の保護者の収入が年間80万円以下の者		0円
低所得2	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割28万円※未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

●障害福祉サービス（居宅介護など）、障害児通所支援（放課後等デイサービスなど）、補そう具の支給を受ける場合にはそれぞれ利用者負担がありますが、手続きにより払い戻しを受けることができます。

●兄弟姉妹での利用など同じ世帯にサービスを利用する人が複数いる場合には、自己負担の軽減措置があります。

●所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 （施設に入所する18歳、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児 （施設に入所する18歳、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

4 各種相談窓口

● 桐生市障害者基幹型相談室

桐生市にお住まいの障害者・障害児の皆さんにご家族からの相談に相談支援専門員がお応えし、安心して地域社会で暮らすことができるようにお手伝いします。相談は、来所、訪問、電話、ファクシミリ、Eメールのいずれでもできます。相談は無料です。個人の秘密は堅く守られますので、お気軽にご相談ください。来所の場合には、あらかじめ予約が必要です。

★ 相談内容

- ・生活に必要なこと、困っていること等、様々な相談に応じます。
- ・福祉サービスを受けるために必要な調査、サービス利用計画を立ててもらう相談支援事業所の紹介、申請のお手伝いをします。
- ・群馬県が設置する専門的な各種支援機関や教育機関などとも連携して支援を行います。

★ 開設日時 月曜日～金曜日まで（祝日、年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分まで

★ 場 所 桐生市織姫町1番1号 桐生市福祉課障害福祉係内

★ 電 話 0277-43-0294

★ Eメール fukushi@city.kiryu.lg.jp

● 市役所の障害福祉課または各支所の市民生活課

各種手帳の申請受付や、サービスに関する情報提供及び申請受付・決定の窓口です。

★ 桐生市役所 福祉課 TEL:0277-46-1111（代表）・0277-44-8237（直通）

★ 新里支所 市民生活課 TEL:0277-74-2904

★ 黒保根支所 市民生活課 TEL:0277-96-2112

● 桐生市子育て相談課子育て相談係

0歳から18歳までのお子さんの発達に関する相談を受け付けます。

★発達相談会（要予約）

子どもの発達に関する相談に専門職（心理士、言語聴覚士等）が応じます。
来所相談、電話相談だけでなく認定こども園、保育園、幼稚園、学校への
訪問も行います。

★ペアレントトレーニング講座（要相談）

子どもの困った行動に対して、効果的な対処方法を数回に分けてミニ講座と
ロールプレイで学ぶ講座です。

★東部児童相談所巡回相談（要予約）

療育手帳の新規取得、更新の手続きを行います。

★その他：子どもの発達支援に関する啓発事業などを行っています。

- 受付日時：月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで

*ただし、祝日と年末年始はお休みです。

- 費用：無料

- 実施場所： 桐生市保健福祉会館内

桐生市末広町13-4

TEL：0277-43-2000 FAX：0277-47-1151

5 事業所一覧

※表中の番号は、ページ番号ではなく、事業所番号です。

種類	番号	事業所名	電話番号	住所
相談支援事業所	1	桐生市社協障害者相談支援室	46-8702	川内町5-1199
	2	ゆうあいネット相談支援事業所	74-6066	新里町新川3743
	3	とうかえん相談支援事業所	32-3510	広沢町1-2647
	4	つつじヶ丘相談支援事業所	30-6058	新里町武井455-1
	5	相談支援事業所はーと	76-2335	笠懸町鹿3609
	6	発達・相談支援センターつむぎ	32-6222	大間々町大間々22-4
	7	相談支援センターつばさ	76-4700	笠懸町阿左美1567-2
	8	相談支援事業所にこる	76-0600	笠懸町西鹿田182-1
	9	相談支援事業所ウィズ	46-8849	笠懸町鹿4403-3
		みどり市障がい者基幹相談支援センター	76-0975	笠懸町鹿2952
多機能型事業所 (児童発達支援、 放課後等デイサービス等)	10	asoviva	46-9021	仲町2-768-13
	11	asoviva (重心)	46-9156	本町6-380
	12	うたたね。	32-4246	錦町3-11-3
	13	こぼんはうすくら広沢教室	32-5206	広沢町2-2998-1
	14	Mahalo kiryu	47-2808	仲町1-2-41
	15	999 (スリーナイン) あーと	46-9978	相生町2-312-4
	16	マーズ	47-6993	新宿2-2-8
	17	ウィズユー笠懸岩宿駅前	46-6470	笠懸町阿左美1500-1
	18	ウィズユー笠懸鹿	46-8849	笠懸町鹿4403-3
	19	かみひこうき	66-9811	笠懸町阿左美1321-1
児童発達支援事業所	20	七彩	090-4015-4886	笠懸町阿左美3397-1
	21	笑 (えむ)	46-7281	笠懸町鹿2549-1
	22	グローバルキッズパーク大間々店	32-4229	大間々町大間々466-11
	23	chouchouみどり	090-8510-1191	笠懸町西鹿田426-2
保育所等訪問支援事業所	24	ばんび	47-7664	笠懸町阿左美1843-4
	25	発達・相談支援センターつむぎ	32-6222	大間々町大間々22-4
放課後等デイサービス	26	アニマート桐生あいおい	52-1112	相生町4-55-9
	27	アニマート桐生みどり	51-3711	巴町1-1114-25
	28	いちばん星	46-8400	東5-6-14
	29	いっ歩	46-9002	相生町5-444-85
	30	えるふ	47-7633	桜木町1381-7
	31	きらきら星	43-6151	新宿3-3-19 センター4F
	32	ストーニー桐生	46-8497	相生町1-630-8 1-B
	33	999 (スリーナイン) 桐生みどり	46-8471	相生町2-316-1
	34	つつじKidsクラブ	32-3707	新里町武井741
	35	リッチ	080-1080-9866	堤町3-2-23
	36	asovivaⅢ	47-7158	笠懸町阿左美2561-3
	37	999 (スリーナイン) 笠懸	32-6699	笠懸町鹿4265-4 I-6
	38	パステル	47-7177	笠懸町鹿3592-3
	39	陽だまり	46-7088	笠懸町鹿2532-10
	40	メロディーおおま	46-6606	大間々町大間々564-1
福祉型障害児入所施設 (短期入所・日中一時支援)	41	わたらせ養護園	74-0343	新里町奥沢59-1
医療型障害児入所施設 (短期入所・日中一時支援)	42	両毛整肢療護園	54-1182	広沢町1-2648-1
	43	療育センターきぼう	73-2605	大間々町大間々22-4
日中一時支援事業	44	つつじヶ丘光の園	74-1530	新里町武井455-1
	45	みやま園あづま寮	65-6666	川内町5-1199